明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月二日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字来屋敷イ・二番地　合資会社今枝簾製品製作所

代表社員　今枝　正雄

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年九月四日であり、株主総会の承認決議は平成二十五年七月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.css-holdings.jp

平成二十五年八月二日

東京都中央区日本橋小伝馬町十一一　音響特機株式会社

代表取締役　辻　勝太郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千六百三十二万一千八百円減少することにいたしました。

ただし、同時に募集株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は、現在の資本金と同額である一億円となります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月二十六日

掲載頁　一九〇頁（号外第二七九号）

平成二十五年八月二日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号　株式会社野澤組

代表取締役　野澤毅一郎

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年八月十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五〇〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十五年八月二日

東京都港区六本木四丁目一番四号　オーセンスグループ株式会社

代表取締役　元榮太一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年九月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年八月二日

福島県郡山市池ノ台一三番二三号　株式会社福島中央テレビ

代表取締役　村西　敬生

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年九月七日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年八月二日

大阪府高槻市大畑町九番二〇号　株式会社大西製材所

代表取締役　大西　弘隆

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である西澤毅が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月二日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号　CVI Luxembourg Thirty Two

日本における代表者　西澤　毅

限定承認公告

本籍新潟県東蒲原郡阿賀町豊実乙一八二八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小柴　一雄

右被相続人は平成二十五年三月十四日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十三日新潟家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

新潟県東蒲原郡阿賀町豊実乙一八二八番地

相続財産管理人　小柴　淑子

限定承認公告

本籍大阪府羽曳野市向野二丁目一二六番地二、最後の住所大阪府羽曳野市向野一丁目五番一三号　被相続人　亡　浅田　清美

右被相続人は平成二十五年三月三十日死亡し、その相続人は平成二十五年七月十六日大阪家庭裁判所堺支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

大阪市住吉区帝塚山中三丁目五―四―四〇一号

相続財産管理人　浅田　貴明

限定承認公告

国籍韓国、最後の住所千葉県市川市南八幡四丁目一〇番一四号　被相続人　亡　安本悦三こと　安　悦三

右被相続人は平成二十四年八月三十一日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十二日千葉家庭裁判所市川出張所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

大阪市天王寺区城南寺町八番一九号

相続財産管理人

安本友信こと　安　昌柱

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿屋市串良町岡崎一八九一番地、最後の住所鹿児島県鹿屋市新川町五三九〇番地五　被相続人　亡　村田　佐利

右被相続人は平成二十四年十一月八日死亡し、その相続人は平成二十五年七月二十三日鹿児島家庭裁判所鹿屋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二日

沖縄県那覇市久茂地一丁目一番一号パレットくもじ四階アディーレ法律事務所内

相続財産管理人前原裕二

代理人弁護士　中野　貴之

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、ブラックロック・ジャパン株式会社（住所　東京都千代田区丸の内一丁目八番三号）に対して当社の第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は平成二十五年九月三日です。

平成二十五年八月二日

東京都港区六本木七丁目一八番一八号　MGPA Japan LLC（MGP A Japan LLC日本事務所）

日本における代表者　スリミング・ポール・リチャード

訂正公告

平成二十五年七月三十日掲載のレスト合同会社に係る組織変更公告中、「株式会社に組織変更する」とあるは「株式会社に組織変更する」の誤りにつき訂正します。

平成二十五年八月二日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正
二六	上	終りから一六	九同じ）	同じ。」
〃	〃	前号	〃	前項
〃	〃	二	あっては	あっては、

二七ページ上段「別図第十三号の図を次のように改める。」は「別図第十三号を次のように改める。」の誤り。

平成二十五年七月九日法務省告示第二百五十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）

三ページ三段六行目から七行目までを削除する。

◉号外　八月二日付第一六九号九六　ページ●同日付政府調達第一四四号四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　送料別（配送）